

上天草市ブルーカーボン事業可能性検討業務仕様書

1 業務名

上天草市ブルーカーボン事業可能性検討業務

2 目 的

本市では、令和3年3月に「上天草市地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）」を内包した「第2次上天草市環境基本計画」を策定するなど、これまで地球温暖化対策に取り組んでおり、この対策をさらに効果的に進めるために、令和3年度に上天草市再エネ導入目標策定事業を実施し、2050年カーボンニュートラルを目指した再エネの導入目標を策定したところである。

本市は大小さまざまな島から構成されており、島を取り囲む海や漁業は本市にとって極めて重要な地域資源・地域産業である。近年、地球温暖化の影響等もあり、島周辺における藻場の減少、藻場の減少に伴う漁獲量の減少等が全国的に課題となっている。本市においても類似の課題は発生しており、貴重な地域産業である漁業の持続可能な振興のためにも藻場の再生が必要となっている。一方、藻場の再生は沿岸部において光合成を活発化させることにつながり、地球温暖化対策の面からは光合成によってCO₂吸収効果を生み出す可能性がある。すなわち、藻場の再生は大気中からCO₂を吸収・固定化する効果を生み出す可能性がある。大気中から海中へ吸収されたCO₂由来の炭素のことをブルーカーボンと呼ぶことから、藻場を再生してCO₂の吸収固定を行うプロジェクトを、ブルーカーボン・プロジェクトと称することがあり、わが国でも次第に注目を集めるようになってきている。政府においても、国土交通省や農林水産省がブルーカーボン・プロジェクトのCO₂吸収量の定量化やCO₂吸収クレジット化等を推進しているところである。

そこで、地域の脱炭素化と持続可能な漁業振興の両立を目指して、本事業では、本市におけるブルーカーボン事業の実現可能性を検討する。

3 委託期間

契約締結の日の翌日から令和5年3月15日（水）まで

4 業務内容

上記2を目的とした業務を実施することとする。

（1） 先進事例調査

ブルーカーボン・オフセットを実施している事例を抽出し、それぞれの制度設計について調査すること。対象は国内事例を基本とし、次の3例は必須調査とすること。

ア J ブルークレジット（ジャパンプルーエコノミー技術研究組合）

イ 横浜ブルーカーボン事業（横浜市）

ウ 福岡市博多湾ブルーカーボン・オフセット制度（福岡市）

（２） 海そう等の分布調査

本市水域に分布する海そう等のうち、ブルーカーボン・オフセットへの活用が見込まれる種を同定し、賦存量を推計すること。ただし、生育量が極めて少ないなど、ブルーカーボン・オフセットへの活用可能性が乏しい種については調査を省略してもよい。なお、調査・推計にあたっては、現在、本市が民間企業とのコンソーシアムにて行っている事業にて算出をしている上天草市のブルーカーボン蓄積量等の情報を、コンソーシアムで協議の上、必要に応じて、上天草市から受託者に提供できるものとする。

（３） オフセット認証の検討

ア 本市水域に分布する海そう等が、将来的に本市において実施を目指すブルーカーボン・オフセットの対象として認証され得る状態について整理すること（自生したもの、人為的に育生したもの、刈り取ったもの 等）。

イ オフセット認証される海そう等の帰属先（所有権）を整理すること。

ウ 記「４ （１）」で抽出した先進事例において、本市水域から供出できるブルーカーボンがオフセット認証されるためのスキームを検討すること（認証条件、期間、経費 等）。

（４） 事業化可能性の検討（シミュレーション）

ア オフセットできる二酸化炭素量を試算すること。

イ ブルーカーボン・オフセットとして認証された場合の売上額を試算し、認証にかかる経費との比較により事業収益を見込むこと。

５ 納入成果物

（１） 成果物

業務完了後速やかに、本仕様書に記載した業務の実績がわかる実績報告書を電子データにて提出すること。

（２） 納入先

上天草市企画政策部企画政策課

６ 特記事項

（１） 秘密の保持等

業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、委託者である上天草市の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。

（２） 権利義務の譲渡等

委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を負わせてはならない。

(3) 再委託

本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ委託者の承諾を受けること。

また、本業務で再委託を予定している場合は、企画書に再委託を行う理由及び再委託の範囲を明記すること。

なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

(4) 損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。

7 その他

(1) 委託期間中及び委託期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関し必要な報告を求め、又はその職員が受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(2) 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に定める業務の実施にあたり質疑が生じた場合は、延滞なく委託者及び受託者が協議し解決する。